

公告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構 横浜センター（JICA 横浜）が、2019 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件に関する問い合わせは、JICA 横浜 研修業務課（担当：045-663-3253）宛に御願います。

2019 年 6 月 24 日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター
契約担当役
所長 熊谷 晃子

2019年-2021年度課題別研修「港湾保安能力向上」にかかる
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下「JICA 横浜」という。）は以下の業務について、以下のとおり参加意思確認書の提出を公募します。
本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた港湾保安分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人国際臨海開発研究センター(OCDI)（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、長期に亘り、JICA の港湾分野、及び港湾保安分野に関する課題別研修事業の受注実績があり、人材育成の知見が蓄積されていることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

別添 研修委託契約業務概要のとおり。

2 応募要件

(1) 基本的要件：

業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。

(2) 資格要件等

- ① 公示日において、平成 31, 32, 33 年度全省庁統一資格の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）。なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当

該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）に定める禁止行為を行っている。

3 手続きのスケジュール

| | | |
|------------------|------|--|
| (1) 参加意思確認申請書の提出 | 提出期間 | 2019年7月8日（月）正午まで（郵送の場合、期間内必着） |
| | 提出場所 | 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA 横浜 研修業務課（担当 鈴木） |
| | 提出書類 | 参加意思確認書、 同書の「2 応募要件」に求められる実績等を証明する資料（写し可） |
| | 提出方法 | 持参又は郵送 ※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 16:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に上記提出場所へご持参ください。 |
| (2) 審査結果の通知 | 発送日 | 2019年7月16日（火） |
| | 通知方法 | 郵送 |
| (3) 応募要件無しの理由請求 | 請求場所 | 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA 横浜 研修業務課（担当 鈴木） |

| | | |
|--|-------|--|
| | 請求方法 | 持参又は郵送 ※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 16:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に上記提出場所へご持参ください。 |
| | 回答予定日 | 2019 年 7 月 23 日（火） |
| | 回答方法 | 郵送 |

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
 - (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
 - (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
 - (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
 - (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
 - (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
 - (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
 - (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
 - (10) 契約保証金：免除します
 - (11) 契約書作成の要否：契約金額により、作成しない場合もあります。
 - (12) 共同企業体の結成：認めません
 - (13) 契約経費：当機構が定める研修委託に係る諸経費（業務人件費、業務管理費）、その他研修実施に必要な直接費（講師謝金、資機材費等）を支払います。
 - (14) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」（<https://www.jica.go.jp/announce/index.html>）にて公開中です。
 - (15) 情報の公開について：

本公示により、公募参加確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構公式ウェブサイト上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、公募確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、公募参加確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとしてします。
- ① 公表の対象となる契約相手方：
- 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
- ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職している

こと

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1か月以内に、所定の様式にて必要な情報をご提供いただくこととなります。

担当部課：JICA 横浜 研修業務課

以 上

研修委託契約業務概要

1. 案件の概要：

(1) 研修コース名

2019年度課題別研修「港湾保安能力向上」

(2) 研修の目的

【研修の目標】

参加国において港湾保安の重要性が理解され、港湾保安施策に係る課題が共有される。

【研修で達成される成果】

- 1) 港湾保安に関する国際条約を理解し、また港湾を中心とした輸送分野での保安対策の世界的動向に関する知識を習得する。
- 2) 港湾保安対策の実施方法についての知識とスキルを習得する。
- 3) 港湾保安対策の評価手法についての知識とスキルを習得する。
- 4) 港湾保安対策に携わる職員育成のための知識を得る。

(3) 研修期間予定

- 1) 全体受入期間：2019年11月24日から2019年12月14日まで
- 2) 技術研修期間：2019年11月26日から2019年12月13日まで

(4) 対象となる研修員

- 1) 定員：11人
- 2) 対象国：アゼルバイジャン、インドネシア、カンボジア、キューバ、スーダン、ナミビア、フィリピン、マダガスカル、ミャンマー、モルディブ、モロッコ
- 3) 対象者：
 - ① 港湾保安政策に係る政府職員（中央政府職員で保安の監査や保安計画の承認に携わる者、また港湾局職員でターミナルの保安対策を担当する者等）。
 - ② 大学卒業者または同等の学力を有している者。
 - ③ 英語の読み書き、会話に堪能な者。
 - ④ 当該国政府により指名された者。
 - ⑤ 心身共に健全である者。
- 4) 使用言語：英語

2. 研修方法

- (1) 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫して下さい。また、研修員相互の意見交換やディスカッションへの参加を促し、参加型の講義とするよう留意して下さい。

- (2) 演習・実験／実習：講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、研修員が事業実施において参考となる知識・技術を習得できるように努めて下さい。
- (3) 見学・研修旅行：「演習・実験／実習」に同じ
- (4) レポートの作成・発表：各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努めて下さい。

(5) 研修概要

【事前プログラム】

カントリーレポートの作成

【本邦研修】

1) 現状の問題把握

カントリーレポートの発表及び意見交換

2) 講義、視察、実習

- ①国際海事機関（IMO）をはじめとした世界の港湾・海事保安政策、日本の港湾保安政策に関する講義。
- ②世界の港湾保安対策、サプライチェーンセキュリティ等に関するベストプラクティスの紹介。
- ③港湾保安評価手法、港湾保安計画の策定手法、港湾保安設備、港湾保安に関する連絡通信方法及び他機関との連携に関する講義や視察。
- ④ 港湾保安演習（テーブルトップエクササイズ等）。
- ⑤ 港湾保安監査に関する講義及び監査デモンストレーション。
- ⑥ PDCA サイクル理解に係る講義や実習。
- ⑦ 日 ASEAN における港湾保安関係マニュアルのレビューとその活用。
- ⑧ 港湾保安研修の企画。

3) 研修付帯プログラム（参考情報：JICA 横浜が実施するプログラム）

- ①ブリーフィング（滞在諸手続き）：来日翌日 0.5 日間
通常来日の翌日に、来日時事務手続き・滞在諸手当の支給手続き等についての説明を JICA において実施する。
- ②プログラムオリエンテーション（研修概要説明）：来日翌日 1 時間程度
- ③ジェネラルオリエンテーション：来日後 0.5 日間
技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済について、JICA においてオリエンテーションを行う。
- ④評価会及び閉講式：技術研修最終日 0.5 日間

なお、研修場所は、実習、見学・研修旅行以外は、主として、JICA 横浜での実施を想定しています。

3. 委託業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する業務

- ①日程・研修カリキュラム・詳細計画書の作成・調整
- ②研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理

- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 研修員選考会への出席
- ⑥ 当機構その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ 研修監理員との調整・確認
- ⑧ コースオリエンテーションの実施
- ⑨ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑩ 研修員の技術レベルの把握
- ⑪ 各種発表会の実施
- ⑫ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑬ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑭ 評価会への出席、実施補佐
- ⑮ 開・閉講式への出席、実施補佐
- ⑯ 反省会への出席
- ⑰ 講義、見学の評価

（2）講義（演習・実習）の実施に関する業務

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備（使用言語への翻訳・印刷製本を含む）・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 講義テキスト、参考資料の CD-ROM 化
- ⑥ 講義等実施時の講師への対応
- ⑦ 講師謝金の支払い
- ⑧ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑨ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

（3）見学（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への引率
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 見学先への礼状の作成と送付

4. 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

5. 本業務に係る報告書の提出

下記報告書を各 1 部ずつ、技術研修期間完了後速やか（契約履行期間終了日から起算して 10 営業日前まで）に提出する。

（1）業務完了報告書

- 1) 案件の概要
- 2) 研修内容

- 3) 案件目標
- 4) 研修案件に対する所見
- 5) 次年度に向けた改善点及び提案

添付資料：研修日程等（全体概念図、カリキュラム構成、研修日程表、シラバス）、研修員リスト、研修員個々の評価、研修教材の著作権処理にかかる報告等

(2) 以下のデータを含む CD-ROM

- 1) 完了報告書及び添付資料
- 2) 研修員成果品（研修員作成レポート・発表資料及び日本語翻訳版）
- 3) 講義資料
- 4) 著作権許諾リスト

(3) 経費精算報告書

6. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって、使用言語の研修監理員を配置予定です。研修監理員は、講義、演習・実習及び見学・研修旅行時の通訳を兼務します。
- (2) 本業務概要は公示時点のもので、詳細については変更となる可能性もあります。

以上

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
横浜センター 契約担当役
所長 熊谷 晃子 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「2019年度 課題別研修「港湾保安能力向上」に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

平成 31, 32, 33 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>

- 簡易審査申請書
- 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)
- 納税証明書(その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの)(写)
- 財務諸表(直近1ヵ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以上